

# 消防団員等 公務災害補償 実務マニュアル



消防団員等公務災害補償等共済基金  
Mutual Aid Fund for Official Casualties and Retirement of Volunteer Firefighters





町火消しの頃（江戸期）より縁起物として今に伝えられる「消し札」を、消防基金のシンボルとして、取り入れたデザイン。

札には消防・水防活動など、常に緊張感ある状況での対応に従事する消防団員のVFF（ボランティア・ファイヤーファイター）を書き上げました。色彩設計はシンプルに、時代を問わず安心感・安全性をイメージできるカラーを採用。

# 消防団員等 公務災害補償 実務マニュアル



消防団員等公務災害補償等共済基金  
Mutual Aid Fund for Official Casualties and Retirement of Volunteer Firefighters



## 改訂版はしがき

消防団員等に対する迅速かつ的確な補償の実施を目的として、消防団員等の公務災害補償実務についての様々な事務上の留意点、手続等をわかりやすく解説した『消防団員等公務災害補償実務マニュアル』を平成 29 年 1 月に発行して以来、9 年余が経過しました。その間、数次にわたる補償基礎額の改正やいわゆる押印廃止に伴う各種の様式の改正をはじめとした様々な変化があり、より現行の実務に即した内容を切望する声が各方面からありました。

そこで、令和 7 年 8 月までの法令をはじめとした各種の制度改正等の内容を反映し編纂した改訂版を発行しました。被災団員等に対する補償を迅速かつ的確に行う上で本書が引き続きお役に立てば幸いです。

令和 8 年 2 月

消防団員等公務災害補償等共済基金

# は し が き

公務災害補償についての市町村の全国的な共済機関である消防団員等公務災害補償等共済基金が昭和 31 年に設立されてから早くも 60 年の歳月が経過しました。この間、障害補償及び遺族補償の年金化、福祉事業の実施、各種補償の給付水準の改善等、補償制度の拡大が行われ、被災者及びその遺族の生活援護の態勢が整えられてきました。これら補償を迅速かつ的確に行うには、市町村及び一部事務組合の公務災害補償担当者が補償制度に精通し、速やかに事務手続を行わなければなりません。

本書は、迅速かつ的確な補償の実施を目的として、消防団員等の公務災害補償実務について既刊の「消防団員災害補償等実務提要」や「実務の手引き」の足りないところを補い、特に市町村等の実務担当者が公務災害の発生を察知してから消防基金に損害補償費の請求を行うまでの事務上の留意点、手続等をわかりやすく解説し、実務マニュアルとして活用できるようにしたものです。

このため、記述に当たっては、損害補償及び福祉事業の各制度の種類ごとにその内容を簡明に解説するとともに、実際に災害が発生した場合の事務手続及び請求書の記載方法などについてできるだけ実務担当者が使いやすいように工夫したつもりです。被災団員等に対する補償を迅速かつ的確に行う上で本書が少しでもお役に立てば幸いです。

平成 29 年 1 月

消防団員等公務災害補償等共済基金

常務理事 山 崎 一 樹

# 凡 例

本書に引用する法令名等の略称は、次のとおりである。

団 員	………	非常勤消防団員及び非常勤水防団員
消 防 基 金	………	消防団員等公務災害補償等共済基金
責任共済法	………	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律
基 準 政 令	………	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令
総 務 省 令	………	非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令
様 式 規 程	………	支払請求書の様式等に関する規程
福 祉 規 程	………	福祉事業の実施に関する規程
福 祉 通 知	………	福祉事業の取扱いについて
国民健保法	………	国民健康保険法
基 金 定 款	………	消防団員等公務災害補償等共済基金定款
自 賠 責 法	………	自動車損害賠償保障法

# 目次

<b>第1章 公務災害補償制度の概要</b>	
<b>第1 公務災害補償制度の体系</b> .....	1
1 公務災害補償制度の意義.....	1
2 公務災害補償制度の適用関係.....	1
3 消防団員等公務災害補償等共済基金の役割.....	2
<b>第2 公務災害補償の内容</b> .....	3
1 損害補償の種類.....	3
2 福祉事業の種類.....	3
3 公務災害補償の手続.....	3
<b>第2章 補償基礎額</b>	
<b>第1 補償基礎額の意義</b> .....	6
1 補償基礎額の意義.....	6
2 補償基礎額の根拠.....	6
<b>第2 補償基礎額の内容</b> .....	7
1 基礎額.....	7
(1) 団員	
(2) 民間協力者	
2 扶養加算.....	8
(1) 扶養加算額	
① 加算額	
② 特定期間にある子についての加算	
(2) 扶養親族の範囲	
<b>第3 補償基礎額の算定方法</b> .....	9
1 団員の場合.....	9
2 民間協力者の場合.....	10
<b>第3章 損害補償の内容と請求手続</b>	
<b>第1 療養補償</b> .....	14
1 趣旨.....	14
2 療養補償の範囲.....	14
(1) 診察	
(2) 薬剤又は治療材料の支給	
(3) 処置、手術その他の治療	
(4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護	
(5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護	
(6) 移送	

3	療養補償の支給方法	17
(1)	療養の給付（現物補償）	
(2)	療養費の支給（金銭補償）	
4	消防基金の療養に要する費用の算定基準	17
5	療養補償の支給事務	18
(1)	市町村等における医療費の支給	
(2)	健康保険、国民健康保険等を使用した場合の取扱いについて	
(3)	消費税の取扱いについて	
(4)	治ゆの時期について	
①	医師との対応	
②	被災団員等との対応	
6	請求手続等	19
(1)	請求手続	
(2)	療養の現状報告	
7	様式記載例	20
<b>第2</b>	<b>休業補償</b>	<b>29</b>
1	趣旨	29
2	支給要件	29
3	休業補償の支給対象期間	29
4	休業補償の算定方法	30
5	他の法律による給付との調整	31
6	請求手続等	31
(1)	請求事務上の留意点	
(2)	請求手続	
7	様式記載例	32
<b>第3</b>	<b>傷病補償年金</b>	<b>35</b>
1	趣旨	35
2	支給要件	35
3	年金の支給額	35
4	療養補償及び休業補償との関係	36
5	傷病による障害の程度に変更があった場合	36
6	他の法律による給付との調整	36
7	年金の支給事務	38
(1)	年金の支給期間等	
(2)	年金の端数処理	
(3)	支給期ごとの端数処理	
8	請求手続等	38
(1)	事務上の留意点	
(2)	請求手続	
(3)	定期報告等	
9	様式記載例	39

<b>第4 障害補償</b> .....	47
1 趣旨.....	47
2 支給要件.....	47
3 年金の支給額.....	47
(1) 通常の場合	
(2) 障害が二つ以上ある場合	
(3) 加重障害の場合	
(4) 障害等級に変更があった場合	
(5) 傷病が再発した場合	
4 他の法律による給付との調整.....	49
5 年金の支給事務.....	50
(1) 年金の支給期間等	
(2) 年金の端数処理	
(3) 支給期ごとの端数処理	
6 請求手続等.....	51
(1) 事務上の留意点	
(2) 請求手続	
(3) 定期報告等	
7 様式記載例.....	52
<b>第5 障害補償年金差額一時金</b> .....	63
1 趣旨.....	63
2 支給要件.....	63
(1) 遺族の範囲	
(2) 受給権者の順位	
3 支給額.....	63
(1) 通常の場合	
(2) 加重障害の場合	
4 請求手続等.....	65
5 様式記載例.....	65
<b>第6 障害補償年金前払一時金</b> .....	68
1 趣旨.....	68
2 申出方法.....	68
3 支給額.....	68
(1) 通常の場合	
(2) 加重障害の場合	
4 障害補償年金の支給停止.....	70
5 請求手続等.....	70
6 様式記載例.....	70
<b>第7 介護補償</b> .....	73
<b>第8 遺族補償</b> .....	80
1 趣旨.....	80

2	遺族補償の支給形態	80
(1)	遺族補償年金	
(2)	遺族補償一時金	
3	遺族補償年金	80
(1)	支給要件	
①	受給資格者	
②	受給権者	
③	特例遺族	
(2)	年金の支給額	
①	年金の額	
②	年金額の変更	
(3)	年金を受けられなくなる場合等	
(4)	他の法律による給付との調整	
(5)	年金の支給事務	
①	年金の支給期間等	
②	年金の支給期月	
③	年金の端数処理	
④	支給期ごとの端数処理	
⑤	年金の支給停止	
4	遺族補償一時金	86
(1)	支給要件	
(2)	遺族の範囲及び支給額	
①	通常の場合	
②	失権差額一時金	
5	請求手続等	87
(1)	事務上の留意点	
(2)	請求手続	
(3)	定期報告等	
6	様式記載例	88
<b>第9</b>	<b>遺族補償年金前払一時金</b>	<b>94</b>
1	趣旨	94
2	申出方法	94
3	支給額	94
4	遺族補償年金の支給停止	94
5	請求手続	96
6	様式記載例	96
<b>第10</b>	<b>葬祭補償</b>	<b>99</b>
1	趣旨	99
2	支給要件	99
3	支給額	99
4	請求手続等	99

5	様式記載例	99
<b>第 11</b>	<b>未支給の損害補償</b>	<b>101</b>
1	趣旨	101
2	対象となる損害補償	101
3	未支給の損害補償を受けられる者	101
4	請求手続等	101
5	様式記載例	101
<b>第 4 章</b>	<b>福祉事業の内容と請求手続</b>	
<b>第 1</b>	<b>福祉事業の意義</b>	<b>104</b>
<b>第 2</b>	<b>福祉事業の種類・内容</b>	<b>105</b>
	(1) 被災団員の円滑な社会復帰を促進するための措置	
	(2) 被災団員及びその遺族の援護のための措置	
<b>第 3</b>	<b>外科後処置</b>	<b>106</b>
1	趣旨	106
2	支給要件	106
3	支給内容	106
4	請求手続等	106
	(1) 申請手続	
	(2) 請求手続	
5	様式記載例	107
<b>第 4</b>	<b>補装具</b>	<b>115</b>
1	趣旨	115
2	支給要件	115
3	支給内容	115
4	請求手続等	116
	(1) 申請手続	
	(2) 請求手続	
5	様式記載例	116
<b>第 5</b>	<b>リハビリテーション</b>	<b>119</b>
1	趣旨	119
2	支給要件	119
3	支給内容	119
4	請求手続等	119
	(1) 申請手続	
	(2) 請求手続	
5	様式記載例	119
<b>第 6</b>	<b>アフターケア</b>	<b>121</b>
1	趣旨	121
2	支給要件	121
3	支給内容	122

4	請求手続等	122
(1)	申請手続	
(2)	請求手続	
5	様式記載例	122
<b>第7</b>	<b>休業援護金</b>	<b>124</b>
1	趣旨	124
2	支給要件	124
3	休業援護金の算定方法	124
4	請求手続	125
5	様式記載例	125
<b>第8</b>	<b>在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業</b>	<b>128</b>
1	趣旨	128
2	支給要件等	128
3	支給額等	128
4	請求手続等	129
(1)	申請手続	
(2)	請求手続	
5	様式記載例	129
<b>第9</b>	<b>奨学援護金</b>	<b>131</b>
1	趣旨	131
2	支給要件	131
3	支給額	131
4	支給期間等	132
(1)	支給期間	
(2)	支給期月	
(3)	支給停止	
5	請求手続等	132
(1)	請求手続	
(2)	定期報告等	
6	様式記載例	133
<b>第10</b>	<b>就労保育援護金</b>	<b>139</b>
1	趣旨	139
2	支給要件	139
3	支給額	139
4	支給期間	139
5	請求手続等	139
(1)	請求手続	
(2)	定期報告等	
6	様式記載例	140
<b>第11</b>	<b>傷病特別支給金</b>	<b>146</b>
1	趣旨	146

2	支給要件	146
3	支給額	146
4	請求手続	146
5	様式記載例	146
<b>第 12</b>	<b>傷病特別給付金</b>	<b>148</b>
1	趣旨	148
2	支給要件	148
3	支給額等	148
	(1) 支給額	
	(2) 支給事務	
4	請求手続	148
5	様式記載例	148
<b>第 13</b>	<b>障害特別支給金</b>	<b>150</b>
1	趣旨	150
2	支給要件	150
3	支給額	150
4	請求手続	151
5	様式記載例	151
<b>第 14</b>	<b>障害特別援護金</b>	<b>153</b>
1	趣旨	153
2	支給要件	153
3	支給額	153
4	請求手続	153
5	様式記載例	153
<b>第 15</b>	<b>障害特別給付金</b>	<b>155</b>
1	趣旨	155
2	支給要件	155
3	支給額等	155
	(1) 支給額	
	(2) 支給事務	
4	請求手続	155
5	様式記載例	156
<b>第 16</b>	<b>障害差額特別給付金</b>	<b>157</b>
1	趣旨	157
2	支給要件	157
3	支給額等	157
	(1) 通常の場合	
	(2) 障害加重の場合	
4	請求手続	158
5	様式記載例	158
<b>第 17</b>	<b>遺族特別支給金</b>	<b>160</b>

1	趣旨	160
2	支給要件	160
3	支給額	160
4	請求手続	160
5	様式記載例	160
<b>第 18</b>	<b>遺族特別援護金</b>	<b>162</b>
1	趣旨	162
2	支給要件	162
3	支給額	162
4	請求手続	162
5	様式記載例	162
<b>第 19</b>	<b>遺族特別給付金</b>	<b>164</b>
1	趣旨	164
2	支給要件	164
3	支給額等	164
	(1) 支給額	
	(2) 支給事務	
4	請求手続	165
5	様式記載例	165
<b>第 20</b>	<b>長期家族介護者援護金</b>	<b>167</b>
1	趣旨	167
2	支給要件	167
3	支給額	167
4	請求手続	167
5	様式記載例	167
<b>第 21</b>	<b>未支給の福祉事業</b>	<b>169</b>
1	趣旨	169
2	対象となる福祉事業	169
3	支給対象者	169
4	請求手続	169
5	様式記載例	169
<b>第 5 章</b>	<b>損害補償等の特例</b>	
<b>第 1</b>	<b>特殊公務災害</b>	<b>171</b>
1	趣旨	171
2	対象となる補償等の種類と支給額	171
3	事務手続	172
<b>第 2</b>	<b>補償の制限</b>	<b>173</b>
1	趣旨	173
2	補償制限の要件	173
3	補償制限の対象となる補償等の種類	173

(1) 損害補償	
(2) 福祉事業	
4 補償制限の内容	173
(1) 故意の犯罪行為又は重大な過失による場合	
(2) 療養に関する指示に従わない場合	
5 福祉事業の制限内容	174
<b>第6章 損害補償の内払処理等</b>	
<b>第1 補償等の内払処理</b>	175
1 趣旨	175
2 損害補償の内払	175
(1) 年金たる補償に係る同一補償内の内払処理	
(2) 特定の補償相互間における内払処理	
3 福祉事業の内払	176
(1) 同一の福祉事業（年金たる特別給付金）内の内払処理	
(2) 特定の福祉事業相互間における内払処理	
<b>第2 過誤払いの充当処理</b>	177
1 趣旨	177
2 充当方法	177
(1) 損害補償の場合	
(2) 福祉事業の場合	
<b>第7章 損害補償と損害賠償との調整</b>	
1 損害補償と損害賠償との調整を行う理由	178
2 損害補償と損害賠償との優先関係	178
3 調整の原則	178
(1) 調整の対象となる者	
(2) 調整の対象となる損害補償と損害賠償の種類	
(3) 調整の時期、期間	
① 調整の時期	
② 調整の期間	
(4) 免責及び求償の額	
① 免責の額	
② 求償の額	
4 調整事務の注意事項	183
(1) 損害賠償の内訳	
(2) 示談	
5 損害賠償との調整事例と解説	183
《事例1》	184
《事例2》	185
《事例3》	187